平成２６年（フ）第４１２７号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野２丁目１―１―110
債務者　藤井　　奏
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１４０号
東京都東大和市上北台２―403―１　上北台住宅20―205
債務者　杉本ひとみ
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７０号
静岡市葵区安倍口団地５番30―16号
債務者　藤田　広志
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１０２１号
東京都府中市緑町２丁目１番地の９キャッスルマンション府中参番館402
破産者　株式会社テクニカルサービス
1　決定年月日　平成26年５月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７７号
石川県金沢市竪町101番地
破産者　ＲｅＬＯＶＥ株式会社
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５４６５号
大阪府交野市藤が尾１―４―11―304、住民票上の住所大阪府交野市星田１丁目34番２―203号
破産者　瀬川かおり
1　決定年月日　平成26年５月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３７５号
神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目３番16号
破産者　村山　利中
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８号
福島県二本松市本町１丁目113番２―103号
福地方、開始決定時の住所岐阜県大垣市笠木町101番地３
破産者　ＢＵＺＺこと　西村　　剛
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
大阪府松原市阿保２丁目31番地　101号、開始決定時の住所大阪府松原市阿保２丁目31ＷＩＬＬ101号
破産者　橋本　雅博
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１８３号
和歌山市弘西415番地の６　ルネ紀伊101
破産者　古米　　彰（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７８号
和歌山県紀の川市下井阪41番地１
破産者　米川　誠人
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第９６号
北海道富良野市字南扇山の３
破産者　庄田　勝美
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４６号
東京都日野市百草2050番地ブリージングタウン百草園Ｊ―３―２
破産者　竹崎　真言
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２５号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑38番２号
破産者　ビズコネクト株式会社
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３２７号
名古屋市名東区極楽１丁目93番地
破産者　ゲンシ歯科こと　篠﨑　　功
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１７３号
愛知県大府市追分町４丁目49番地の52
破産者　沓澤　民雄
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１７４号
愛知県大府市追分町４丁目49番地の52
破産者　沓澤　妙子
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部